

平成23年度事業計画及び収支予算

自 平成23年4月 1日  
至 平成24年3月31日

社団法人 全国中央市場水産卸協会

## 平成23年度事業計画

### I 基本方針

依然として続くデフレ基調の中で、当業界においても昨年末以降、取扱数量等に回復の兆しが見えはじめ22年度は前年度を下回ることはないものと見込まれていた矢先、3月11日に発生した「東日本大震災」によって、北海道、東北、関東の一部の太平洋沿岸部の水産基盤施設が津波で軒並み流されるという未曾有の自然災害が発生し、震災地域からの生鮮、加工水産物の出荷が完全に途絶え、一方では各種催しものの自粛や観光客の減少から水産物に係る売上の伸び悩みが懸念されます。

今後の見通しとしては、震災地域が復興するまでには相当の時日がかかるものと想定され、その間当業界においては震災地域からの出荷減少分を国内もの或いは輸入もののいずれかでカバー出来るかどうかという課題に直面しており、また、福島原子力発電所の事故の影響もあり、23年度は集荷そして販売面それぞれで厳しい状況が続くものと予想されます。

加えて、水産物卸売市場を取り巻く状況について中期的に見ますと、輸入品、冷凍品、加工品といった価格や取引数量があらかじめ決められる商品の増加、大規模小売店・大型業務需要者のシェアの増大、これらを背景とする流通圏の広域化、卸売市場外流通の発展などを背景にして卸売市場の経由率が低下し、また、少子・高齢化の進展、家族構成や就業形態の変化による消費者の食生活の変化の中で水産物消費の減少傾向が続くものと見込まれます。

このようなことから、卸売業者としては短期・中期的な状況の変化を踏まえながら公的使命を引き続き果たしつつ、生産側、消費側の卸売市場を利用される方々の要請に応えるため、各社の更なる業務改革と経営改善への取組みが重要であると考えます。

今後、当業界における諸課題の解決に向けた取組みにつきましては、相応の時間と関係業界の皆様方との協働が必要であり、また、中央卸売市場は地方公共団体が設置している公の施設であることから、国、開設者において基本的問題点を見据えた新たな施策の展開が必要であります。

当協会としては、平成23年度においては東日本大震災でたいへんな被害を被った産地の復旧・復興の進み具合を見極めつつ、水産物を取り扱う卸売業界が置かれている状況を勘案して、具体的には、会員の事業に対する支援、政策提言、消費者利益の増進等をテーマにして、それらに関連する諸課題等について次のとおり取り組むこととします。

## II 事業計画

### 1 会員の事業に対する支援

#### (1) 調査研究成果の普及

水産物を取り巻く状況については、供給面では国内漁獲生産量の減少、沿岸漁業の衰退、後継者不足、世界的な食料需給の逼迫等による供給量の減少、需要面ではデフレ基調の中での低価格指向と一家庭当たりの水産物購入量の減少傾向により、卸売市場での取扱数量と取扱金額も減少しています。

このような状況の中で、後述の当協会の事業により得られた成果並びに行政、試験研究機関、関係団体等における国内外にわたる制度面、実態面に関する提言を整理・分析して、会員及び広く一般に提供いたします。

#### (2) 情報提供事業等の充実

##### ① 会誌「全水卸」の充実

本誌は、生産と消費を結ぶ唯一の水産物流通情報雑誌として、会員会社にとって有益な情報等を解り易い内容で、また、近年、行政機関や各関係団体のHP等に掲載されている水産関連情報の中から、とくに、会員会社にとってその時々の有益な情報等についてコンパクトに集約し、また、卸売市場を経由する水産物流通の優位性、卸売市場機能を活用することによるメリット、卸売市場を経由する水産物は安全で安心であるということを基本にして、魚食普及と拡大、食育、主要統計情報等について編集することといたします。更に本年は、東日本大震災による産地の被害状況と復旧・復興状況について可能な限り掲載します。

また、関係者の皆様方に水産物流通等に関連する情報等を幅広く提供するという視点から、全水卸のHPに各号の目次等を掲載することにより引き続き読者層の拡大に努めます。

##### ② 全水卸ホームページ（HP）の充実等

全水卸のHPについては、会員会社、関係団体や関係行政機関のHPへのリンクをさらに充実し、全水卸のHPから水産関連情報等を速やかに把握出来るようにしてまいります。また、会員専用コーナーについて、卸売市場の制度面、運営面に関する情報、魚食普及拡大、表示関係、水産物の需要拡大等についての内容を適宜更新し、さらに、東日本大震災関連、福島原子力発電所の事故に伴う放射線関連情報等について必要に応じて掲載することといたします。

##### ③ その他の情報提供の充実等

###### ア メールによる情報伝達の迅速化

会員会社に対します通知等につきましては、引き続き積極的にメールを活用することにより情報伝達の迅速化と会員役職員各位による活用に応じた利

便性の向上を図ることとし、併せて「全水卸だより」により印刷物の配布を行います。

#### イ 業況関連データ等

業況関連データにつきましては、引き続き会員会社の決算から主要部分について全水卸に提出していただき、全水卸で整理しましたその集計結果を会員会社に対しましてフィードバックさせていただきます。

また、水産物流通関連データにつきましては、これまでまとめられている事項を集約・整理し、引き続き全水卸のHPに掲載することといたします。

### (3) 会員間の情報交換、協働の支援

#### ① 正副会長会議の開催

各地域での水産物の需給状況と課題に関します情報交換、理事会議案、専門委員会での議論が必要な事項、役職員研修会でのテーマ等について検討するとともに、3月に発生しました東日本大震災による産地の被害状況の把握と復旧・復興状況、とくに東北地域会員会社の震災後の業務運営における課題への対応について必要に応じ意見交換を行うことといたします。

#### ② 専門委員会等の開催

専門委員会においては、正副会長会議で提起される事項に加え、緊急に会員会社に対してその内容等を把握して頂くために、当協会としての方向性等を見極める必要がある課題（例えば、原子力事故とそれに伴う風評被害、事業継続計画の見直し等）について検討することとします。

### (4) 隣接業界との協働

#### ① 流通BMSへの対応

流通BMS（以下「BMS」という。）は、企業間電子商取引（EDI）の手段の一つであって、流通サプライチェーンの全体最適化を図るもので、事業者間の受発注、出荷、支払い等についてこれらの各種業務に係わる情報のやりとりに共通の通信手段、形式を提供するものです。

水産物の場合、製（産地）・配（卸・仲卸）・販（小売）の間の取引を対象に標準化することにより、EDIに関係するコストの削減、ペーパーレス化による業務の効率化、高度化を促進する効果が大きく期待されます。

この流通BMSの維持管理を行うための組織が、平成21年に流通システム標準普及推進協議会（略称：流通BMS協議会）として（財）流通システム開発センターに設置され、当協会も正会員（水産物の配の団体）として協議会に加盟し、その後、BMSに関係する研修会の開催、他団体の動向等の情報収集を行っているところです。

本年は、さらに、水産物に関するBMSの円滑な導入に向けて、配（卸・仲卸）の段階において解決すべき事項、そして製（産地）・販（小売）のBMSへの対応の可能性、とくに製（産地）での問題点等の把握、場合によっては配・販の範囲で出来るところから推進出来ないかということ等について検討を進めることといたします。

## ② ITインフラ整備に対する取組み

ITインフラの整備は、現在では卸売市場での業務運営の徹底した効率化と卸売業者に求められる新たな機能を付加するための前提になるものであり、とくに、今年4月の農林水産省総合食料局長通知では、行政への提出書類等についてかなりの部分が電子化による提出・報告が出来ることとなり、このことによって個々の卸売業者の事務経費等の負担が軽減されるものと期待されます。

このため、個々の卸売市場、関係事業者、行政間におけるITインフラ整備の先進的事例、問題点等についての調査・研究を行います。

## 2 政策提言

「卸売市場のあり方研究会」から平成22年3月に出された提言には、当面の行動指針と中期的行動指針のそれぞれに、①個々の企業で行うべきこと、②業界で行うべきこと、③国・開設者の行動を求めるものがあり、企業ごと、卸売市場ごとの実態に応じた取組みと、業界団体である当協会としての取組みが明示されています。

また、平成22年度に農林水産省から「第9次卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」が公表され、さらには平成23年度に入って農林水産省総合食料局長から「中央卸売市場における業務運営について」の一部改正が通知され、平成23年度からは中央卸売市場の整備・業務運営面において新たな段階に入ります。

このような中で、引き続き卸売市場と卸売業の変革に向けた取組みが必要です。

### (1) 卸売市場の制度及び運営の改革への取組み

卸売業者を取り巻く環境が年々厳しさを増していることから、経営環境の変化に対応して卸売市場の変革をさらに推進するため、卸売市場機能の一翼を担う立場から、国及び開設者等に対し、国の新たな卸売市場整備基本方針等に基づく制度運営、とくに、農林水産省総合食料局長通知、開設者の改正条例（業務規程）等による業務運営に対して必要に応じ提言・要請を行うこととします。

具体的には、本年4月に改正された「中央卸売市場における業務運営について」に関し、次の事項ごとに問題点等を整理したうえで、提言と要請を行うこととします。

（大幅な改正又は緩和がなされた事項等）

- ・経営戦略的な視点を持った市場運営の確保
- ・中央拠点市場及びこれとネットワークを構築する中央卸売市場

- ・中央卸売市場の関係事業者の業務に関する指導
- ・差別的取扱いの禁止
- ・受託拒否の禁止
- ・商物一致原則の例外規定
- ・表示やトレーサビリティ等の法令遵守
- ・事務手続きの簡素化

## (2) 卸売市場の再編への取組み

卸売業と卸売市場開設事業の経営問題を構造問題として捉え、これに事業者として適切に対処するため、卸売市場の地域の実態に即した開設・運営、卸売市場内の事業者の再編強化手法につて、調査研究を行うこととします。

なお、昨年度末に策定された第9次中央卸売市場整備計画において、平成24年度末までに再編措置の具体的な取組み内容と実施時期を決定すべき市場として、水産物を取り扱う市場については9市場が明記されています。

## 3 消費者利益の増進

### (1) 水産物のトレーサビリティへの対応

一般的に、食品のトレーサビリティについては、その安全・安心の確保に加え、とくに水産物の場合、鮮度を含む品質管理を徹底するためには、産地から消費者に届くまでの履歴情報を提供するうえでの有効な手段の一つであると考えられます。

既に、「牛」と「米」については、それぞれのトレーサビリティ法が制定され、法律に基づく取引等に係る産地情報の伝達（米については、平成23年7月1日から。）が行われています。

このような他品目での産地情報伝達の取組み状況を見極めながら、水産物についてもトレーサビリティ導入への対応について検討する必要があるものと思われ、今後、当協会としても関連する情報の把握と集約に努めることとします。

また、トレーサビリティについては、卸売業者単独での対応は不可能であり、出荷業者、仲卸業者等の関係事業者との連携・調整を図りつつ、検討を深めることが必要であると考えます。

### (2) 食の安全・安心の高度化

食品に係る安全・安心は、水産物についても生産・加工・流通に関し常に業務遂行上において基本であり、とくに、公共的使命を担う卸売市場においては、社会からの負託に応え、生産から消費に至る一連の流通の要として、食の安全・安心の確保に万全を期すべきであります。

このため、トレーサビリティとも共通しますが、食の安全・安心についても卸売

業者のみで対応出来るものではなく、生産・流通・小売の各段階がそれぞれ正確な表示を確認・明示して次へ引き継ぐことが前提であり、近年、卸売業者の段階でもその対応について徹底を図っているため大きな問題は生じていないものの、今後、食の安全・安心の高度化に向けた取組みを推進することといたします。

### (3) 魚食普及・拡大への取組み

魚食の普及・拡大については、食料の安定供給に加え、国民の食生活における重要な蛋白源の確保、また、水産関係業界の経営基盤の安定化という観点から、国と関連業界が一致して取り組むべき課題であります。そして、水産資源の適切な管理、マーケットを踏まえた漁業のあり方、消費者の要求を満たす商品開発、魚の高い価値や魚食の楽しさに関する消費者の意識改革等が必要ではないかと考えられます。

このため、国、関連業界、関係団体のこれまでの取組み状況を見極めつつ、当協会としてもこれら関係団体等との連携の下に、魚食の普及・拡大に向けた仕掛けづくりについて検討することといたします。

## 4 公益法人制度の改革への対応

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行によって、当協会においても平成25年11月末までに、①公益社団法人への移行の認定又は②一般社団法人への移行の認可を、国の公益認定等委員会に対し申請しなければならないことになっています。

当協会は、業界団体という基本的な性格からみて、一般社団法人への移行が適切ではないかと考えられます。

一般社団法人への移行認可に当たっては、公益目的支出計画（移行時の純財産額を、①公益目的事業、②これまで継続してきた「公益的な活動」、③公益的な団体への寄付という三つの目的のために消費していく計画）が適正であるか否かが判断要素となっています。

また、一般社団法人であっても、非営利性が徹底された法人又は共益活動を目的とする法人は、収益事業のみに対して課税されるので、この利点の活用についても考慮する必要があります。

このような考え方に立って、公益認定等委員会の認可状況、他の類似団体の動向等を把握しつつ、公益認定等委員会への確認等を行いながら引き続き準備を進めることとします。

## 5 保険（団体保険、生産物賠償責任保険）の充実と未加入会員の加入促進 加入会員の確保に努め、保険の安定化、料率の実質的低廉化を図ります。

6 会員間の情報交流の推進及び他団体との積極的交流

地域協議会活動を通じ、会員相互の連帯と情報交流の活発化を図ります。また、団体活動へも積極的に参画する等一層の交流・連携を深めます。

7 予算

(1) 収入

会員数の減少、厳しい経営環境に対応し、会費の縮減を図ります。

(2) 支出

管理費の縮減を図ります。

一方、事業費の確保に努め、可能な限り経費節約に努めることとします。

# 平成23年度収支予算書総括表

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	一般会計	保険特別会計	合 計
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
基本財産運用収入	20,000	0	20,000
特定資産運用収入	50,000	1,000	51,000
会費収入	66,960,000	0	66,960,000
保険事務収入	0	2,750,000	2,750,000
雑収入	2,000,000	10,000	2,010,000
事業活動収入計	69,030,000	2,761,000	71,791,000
<b>2. 事業活動支出</b>			
<b>事業費支出</b>	50,052,000	3,517,000	53,569,000
人件費支出	21,117,000	1,926,000	23,043,000
退職給付支出	1,974,000	180,000	2,154,000
福利厚生費支出	3,748,000	342,000	4,090,000
事務消耗品費支出	1,518,000	211,000	1,729,000
賃借料支出	7,225,000	658,000	7,883,000
調査研究事業費支出	2,800,000	0	2,800,000
広報事業費支出	6,670,000	0	6,670,000
研修事業活動費支出	1,200,000	0	1,200,000
地域協議会費支出	100,000	0	100,000
関係団体負担金支出	3,700,000	0	3,700,000
雑支出	0	200,000	200,000
<b>管理費支出</b>	21,636,000	70,000	21,706,000
人件費支出	9,506,000	0	9,506,000
退職給付支出	846,000	0	846,000
福利厚生費支出	1,606,000	0	1,606,000
会議費支出	1,500,000	0	1,500,000
旅費交通費支出	1,300,000	0	1,300,000
通信運搬費支出	800,000	0	800,000
事務消耗品費支出	751,000	0	751,000
賃借料支出	3,097,000	0	3,097,000
委託費支出	720,000	0	720,000
交際費支出	200,000	0	200,000
租税公課支出	10,000	70,000	80,000
雑支出	1,300,000	0	1,300,000
事業活動支出計	71,688,000	3,587,000	75,275,000
事業活動収支差額	△ 2,658,000	△ 826,000	△ 3,484,000
<b>II 投資活動収支の部</b>			
<b>1. 投資活動収入</b>			
特定資産取崩収入	2,920,000	180,000	3,100,000
退職給付引当資産取崩収入	2,820,000	180,000	3,000,000
水産流通高度化基金取崩収入	100,000	0	100,000
投資活動収入計	2,920,000	180,000	3,100,000
<b>2. 投資活動支出</b>			
特定資産取得支出	2,995,300	191,000	3,186,300
退職給付引当資産取得支出	2,995,300	191,000	3,186,300
固定資産取得支出	200,000	0	200,000
什器備品購入支出	200,000	0	200,000
投資活動支出計	3,195,300	191,000	3,386,300
投資活動収支差額	△ 275,300	△ 11,000	△ 286,300
<b>III 予備費支出</b>	1,000,000	100,000	1,100,000
当期収支差額	△ 3,933,300	△ 937,000	△ 4,870,300
前期繰越収支差額	17,049,983	4,286,883	21,336,866
次期繰越収支差額	13,116,683	3,349,883	16,466,566